

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会（以下「協議会」という。）のホームページを広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会のホームページへの広告掲載は、民間企業等との協働により協議会の新たな財源を確保し、協議会定款に定める目的を達成するための一助とすることを目的として行うものとする。

(広告の種類)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とする。

(該当業種または事業者)

第4条 次の各号に掲げる業種または業者の広告を掲載する。

- (1) 福祉、医療保健分野の書籍、ビデオ、コンピュータソフトの販売
- (2) 福祉サービス、福祉用具、福祉車両の販売
- (3) 福祉設備・備品、リハビリ用品、用具の販売、給食等のサービス
- (4) 福祉関係学校、学科案内
- (5) 福祉施設・事業者等を対象とした各種保険の販売
- (6) その他、福祉事業の運営に関わるサービス（印刷、旅行会社等）
- (7) 理事長が福祉サービス利用者および事業者にとって有用と判断したもの

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 協議会の事業もしくはそれに関連するものであると閲覧者が誤解するおそれのあるもの
- (2) 政治思想や宗教の普及を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 内容が不明確、あるいは信憑性を欠いているもの
- (5) 私的な連絡事項に関するもの
- (6) 掲載の結果、ホームページ利用者に損害を与える可能性のあるもの

(バナー広告の規格および掲載位置)

第6条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 大きさ

大きさ 縦 70 ピクセル×横 140 ピクセル

(2) 画像形式 2

GIF または PNG（アニメーション可）

(3) データ容量

25KB 以下

(4) 掲載位置

協議会ホームページのトップページ右側

2 前項と異なる規格については別途定めることとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、協議会ホームページおよび広報誌等の広報印刷物で募集することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、または広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 理事長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者は、別に定めた広告掲載申込書および申込者自ら作成した広告案を協議会より指定された期日までに理事長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第9条 理事長は、前条の申込書を受理したときは、理事会に意見を求めた上で速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。

2 理事長は、前条の広告案について必要がある場合には、申込者に修正を求めることができる。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者は、理事長が指定する期日までに、広告案を提出しなければならない。

(掲載期間および掲載料金)

第10条 広告の掲載期間および掲載料金は、次のとおりとする。

掲載料金 掲載期間

第1号広告 50,000円 6ヶ月単位(4月1日～9月30日または10月1日～3月31日)

第2号広告 10,000円 1ヶ月単位(ここでいう1ヶ月とは、掲載開始日から掲載開始日の属する月の末日までの期間とする)

(広告料金の納入方法)

第11条 広告掲載可の決定を受けたもの(以下「広告主」という)は、前項の掲載料金を掲載期間の1週間前までに、指定口座に振り込むか、直接事務局窓口へ納付しなければならない。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第13条 理事長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告、その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 広告の内容に虚偽の記載があった場合

(3) 広告主、バナー広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、またはこの要領に抵触するものであるときで、第9条2の規定によっても解消できないとき

(4) その他、協議会ホームページへの広告掲載が適切でないと理事長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、協議会ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により理事長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 原則、広告掲載料は還付しない。ただし、協議会の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(リンク先)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに協議会事務局に連絡するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成21年7月7日から施行する。